

「明治時代の肘折温泉 村則」のこと

「肘折温泉の旅館は館内に売店は無い。旅館は[お部屋]、通りは[廊下]、商店が「売店」。肘折温泉は地区が一つの旅館である。」

パンフレット・映像などで聞くフレーズですが、
これはいつ頃から云われていたのでしょうか？

明治20年頃の朝日屋旅館(横山仁右衛門)の間取りに、「見世」という表記があるので、昔は旅館で店も営む場合がありましたと、

- 1、当時の肘折温泉の外湯は上の湯・仙氣湯の2つしかなく、
- 2、また内湯を持っている旅館も地区内中央部に集中しており、
- 3、更にはその旅館が店も開いているという事で、



肘折温泉の中央部と外縁部の旅館・商店ではお客さんの入り方が不均一となってしまっていました。

しかし、湯掃除や村普請などでは両者共に同等の仕事をしなければならず、両者に不公平が生じているというので、当時の村議員・松井貞哉氏と地区惣代・三原兵吉氏(三原佐左衛門)が中心となって協議し、明治28年1月に「**肘折温泉 村則**」を定めました。

～肘折温泉 村則～

当村の儀は、温泉潤益を以て活計を営み居る場所に有之、然るに村内に於いて浴場は弐ヶ所

なる故に中央の宿屋に限り、浴客宿泊いたし、下宿下宿に於いては老人の浴客も無之、然るとも

つた傳えにて、湯掃除その他諸普請等は同等の勤め、浴客人の潤益は無之、実を以て上下困却

ひとかた一方ならざるに付、依て今般協議の上、村則左の通り相定め候なり。

→続く

村
事
協
故
下
湯
湯
言

→続き

ちゅうおうやどやじゅうろくこ かみしも
一、中央宿屋拾六戸に於いては上下の為、本年一月より一切店を開かざること。尚又、他村の者へは決して店を
いたさせもうしまじくこと
為致申間敷事(させないこと)

これありにおよび こまもの たばこ
一、高山松蔵は願いにより特別の事情有之及、小間物・蓆
の二品だけ差し許したる事

もめん これまで
一、木綿商人は3日間だけは是迄通り、店出し差し許す事

やくや
一、従来より役屋当番の人々は組合の協議により、村中の者へ譲り渡す事

一、一泊の行商は是迄の通り、致すべき事

一、中央の宿屋及び上下の商人は左の方法により、本年より貯金致すべき事
・宿屋は一泊五毛づつ、商人は宿屋と比べ相当の割合なるべし

これをあつめたるえ ていしんしょうちよきんきょく
一、貯金は年二回集之上、取り纏め逓信省貯金局へ預け置き、上下浴場及び学校其他村内共有物の修繕
これあるせつ
に支払い火災など之有節は協議の上、相当の割合を以て貸渡し、向こう十カ年間にて無利子の年賦金にて返済し、再び積み置く事

一、豆腐屋は柿崎金兵衛、大友三蔵の兩人に限り特別の事情に依り差し許す事

前書きの通り、相定め候処、确实也、然る上は各右条々を固く相守り、決して破約致しまじく候、もし破約致す
これありそろうせつ
候者有之候節は、協議の上、村内より除名いたしもうすべき、念の為一同連印の処、依って件の如し。

明治二十八年一月十五日 以下連名連判

肘折歴史研究会

相定
中央宿屋拾六戸に於いては上下の
本年一月より一切店を開かざること
又他村の者へは決して店を開かざ
高山松蔵は願いにより特別の事情
有之及、小間物・蓆の二品だけ差
し許したる事
木綿商人は三日間だけは是迄通り
店出し差し許す事
従来より役屋当番の人々は組合の
協議により、村中の者へ譲り渡す
事
一泊の行商は是迄の通り、致すべ
き事
中央の宿屋及び上下の商人は左の
方法により、本年より貯金致すべ
き事
・宿屋は一泊五毛づつ、商人は宿
屋と比べ相当の割合なるべし
貯金は年二回集之上、取り纏め
逓信省貯金局へ預け置き、上下
浴場及び学校其他村内共有物の
修繕に支払い火災など之有節は
協議の上、相当の割合を以て貸
渡し、向こう十カ年間にて無利
子の年賦金にて返済し、再び積
み置く事
豆腐屋は柿崎金兵衛、大友三蔵
の兩人に限り特別の事情に依り
差し許す事

先差許す
一泊の行商は是迄の通り、致すべき事
中央の宿屋及び上下の商人は左の方法により、本年より貯金致すべき事
・宿屋は一泊五毛づつ、商人は宿屋と比べ相当の割合なるべし
貯金は年二回集之上、取り纏め逓信省貯金局へ預け置き、上下浴場及び学校其他村内共有物の修繕に支払い火災など之有節は協議の上、相当の割合を以て貸渡し、向こう十カ年間にて無利子の年賦金にて返済し、再び積み置く事

一、豆腐屋は柿崎金兵衛、大友三蔵の兩人に限り特別の事情に依り差し許す事
前書きの通り、相定め候処、确实也、然る上は各右条々を固く相守り、決して破約致しまじく候、もし破約致す候者有之候節は、協議の上、村内より除名いたしもうすべき、念の為一同連印の処、依って件の如し。

前書き通り相定、此処確実也、然る上は各右条々を固く相守り、決して破約致しまじく候、もし破約致す候者有之候節は、協議の上、村内より除名いたしもうすべき、念の為一同連印の処、依って件の如し。